

令和4年11月17日 総務財政委員会 所管事務調査

自治体DXについて

北九州市のDX推進 ～ 情報システムの標準化 について～

(1) 情報システム標準化の基本的な考え方

情報システム及び様式・帳票の標準化の効果 (イメージ)

現在の姿

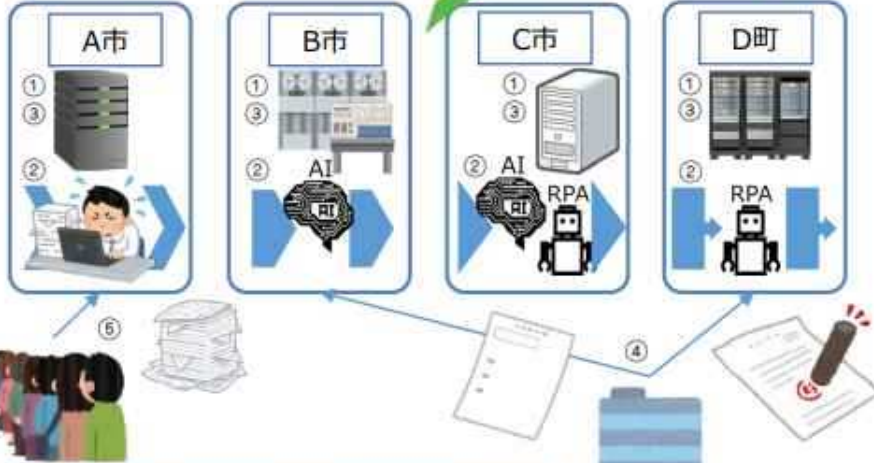
…情報システム、様式・帳票、業務プロセス、AI・RPA等の導入状況がバラバラ

A市 B市 C市 D町



<システムの標準化>
人口規模等に応じて異なる必要な機能を標準仕様に搭載することで、自治体独自のカスタマイズが抑制され、クラウド上のサービス利用形式への移行が円滑化

(各自治体の業務プロセスのイメージ)



①人的・財政的負担が大きい (重複投資)

・情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応せざるを得ない
・情報システムの独自開発やカスタマイズにより重複投資

②AI・RPA等のICTを活用しにくい (高価)

・単独での利用だと、高価なAI・RPA等のICTを導入しにくい
・単独での利用だと、学習データが少なく、AIの質が高くない
・業務プロセスが他自治体と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない

③ベンダロックイン

・情報システムがベンダ間でバラバラである結果、ベンダの乗り換えが困難であり、競争が働き割高になる

④住民・企業等にとって不便 その1 (バラバラの様式)

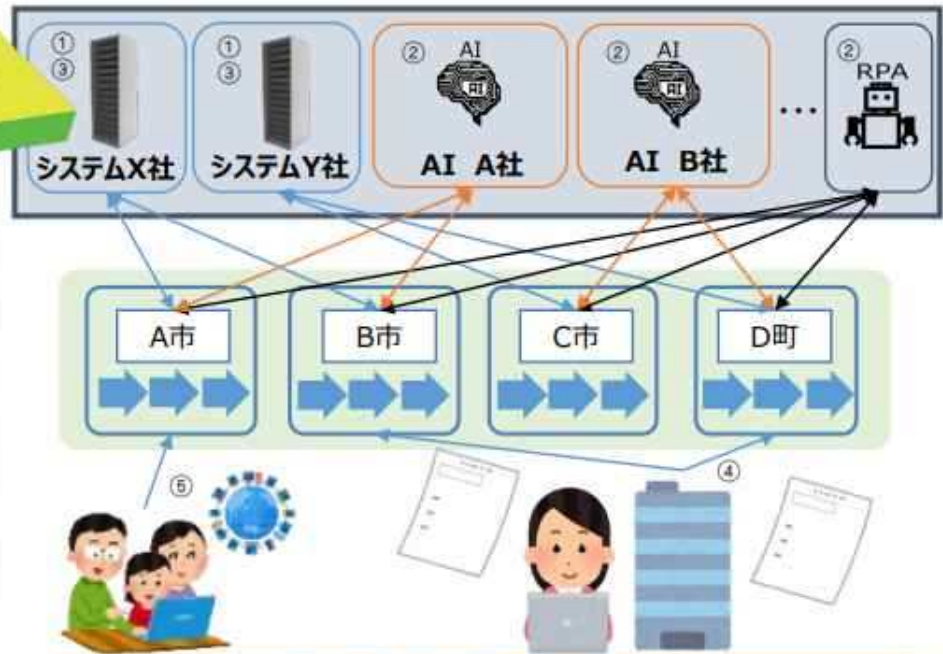
・社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に記載

⑥住民・企業等にとって不便 その2 (紙申請)

・紙の申請書に記載し役場で提出

未来の姿

…情報システム及び様式・帳票の標準化により、業務プロセスも標準化し、システムやAI・RPA等をクラウド上で全国的なサービス利用



①人的・財政的負担が減少 (割勘効果、カスタマイズ抑制)

・各自治体の情報システムは、クラウド上のサービス利用形式へ移行すると、クラウド上でベンダ側が更新版のソフトウェアを配布するため、自治体側の制度改正対応や更新時の負担が削減 (サービス利用形式に至る前でも、ノンカスタマイズ部分について、ベンダ側が更新版を配布するため、制度改正対応や更新時の負担を削減)
・システム共同化により、割勘効果で重複投資が削減 (システムの標準化で自治体独自のカスタマイズが抑制され、システムを共同化しやすくなる)

②高性能なAI等を安価に活用 (割勘効果、学習データ増加)

・共同利用による割勘効果によりAI・RPA等のICTを安価に導入
・共同利用により、学習データが増加し、AIの質が向上
・業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用

③ベンダ間の競争の促進

・各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される

④住民・企業等の利便性向上 その1 (統一様式)

・異なる自治体にも統一した様式・帳票で提出可能

⑥住民・企業等の利便性向上 その2 (オンライン申請)

・マイナポータルとの連携を含め、デジタルイン・デジタルアウトを視野に入れた標準を作ることで、オンライン申請を促進

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

標準化対象事務について

○ 標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、標準化法第2条第1項に規定する「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」であるかという観点から、選定する。

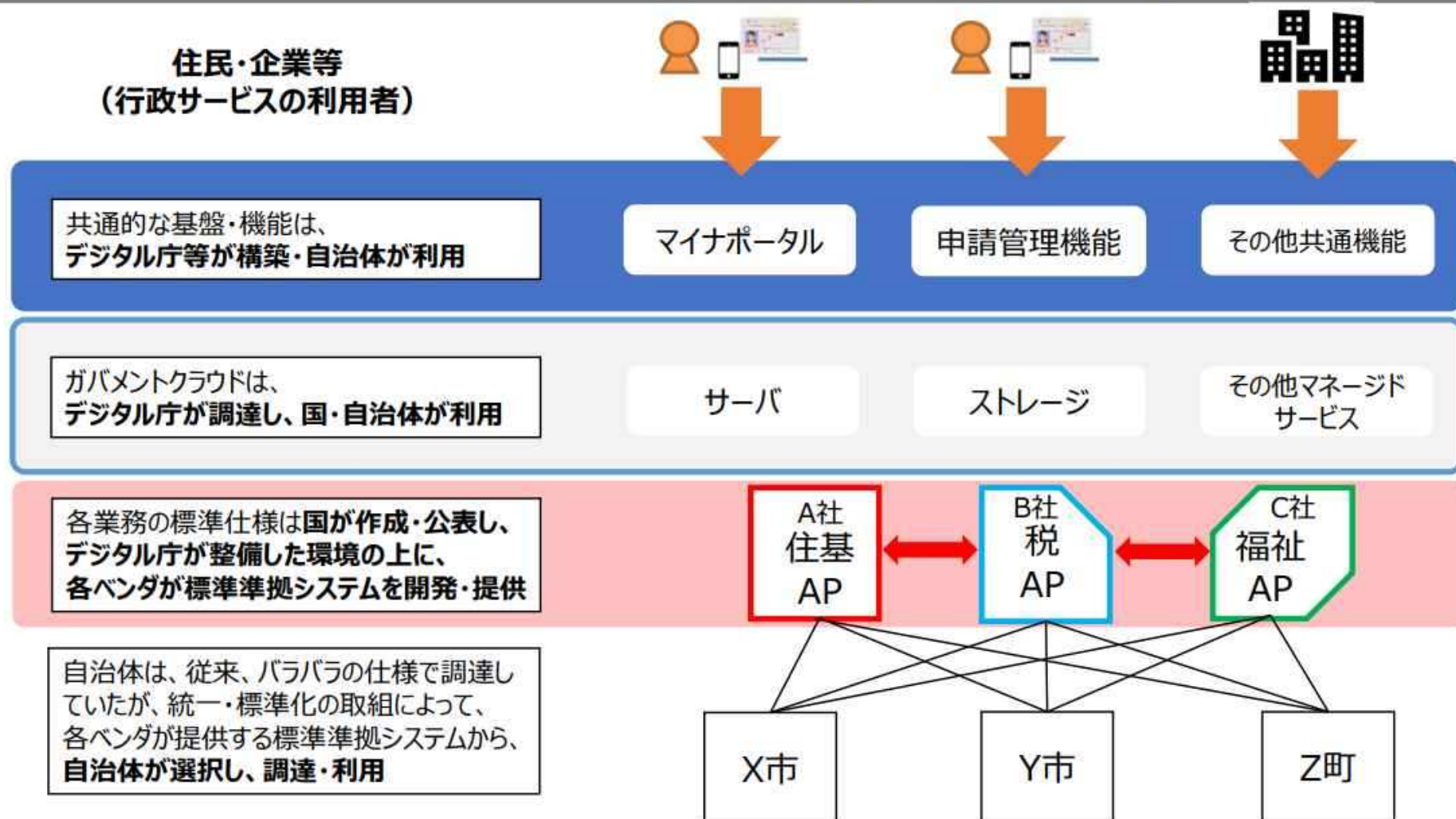
【地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（抄）】
（定義）

第二条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであつて、**情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務**（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。



— 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について（イメージ）

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用する。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用する（ベンダーロックインの回避・競争環境の確保）。



1. 取組の方向性

- 基幹系20業務について、令和7年度末を目標に標準準拠システムへ移行する
- ガバメントクラウドの仕様等にかかる情報を収集し、共通化に取り組む
- 情報システム標準化・共通化へ対応するため、システム基盤を見直す

2. 取組内容

●業務プロセスの見直し

情報システム標準化に併せて業務プロセスの見直しを行う

●移行計画の策定

現行システムの概要を調査し標準仕様との比較分析を行い標準準拠システムへの移行計画を策定する

●関連システムの構築にかかる検討

標準化対象外の事務にかかるシステムの仕様及び他システムとの連携方法を検討する

●共通DBの見直し、データ連携の仕組みの再構築

情報システム標準化に併せて共通DBを見直すとともにデータ連携の仕組みを再構築する

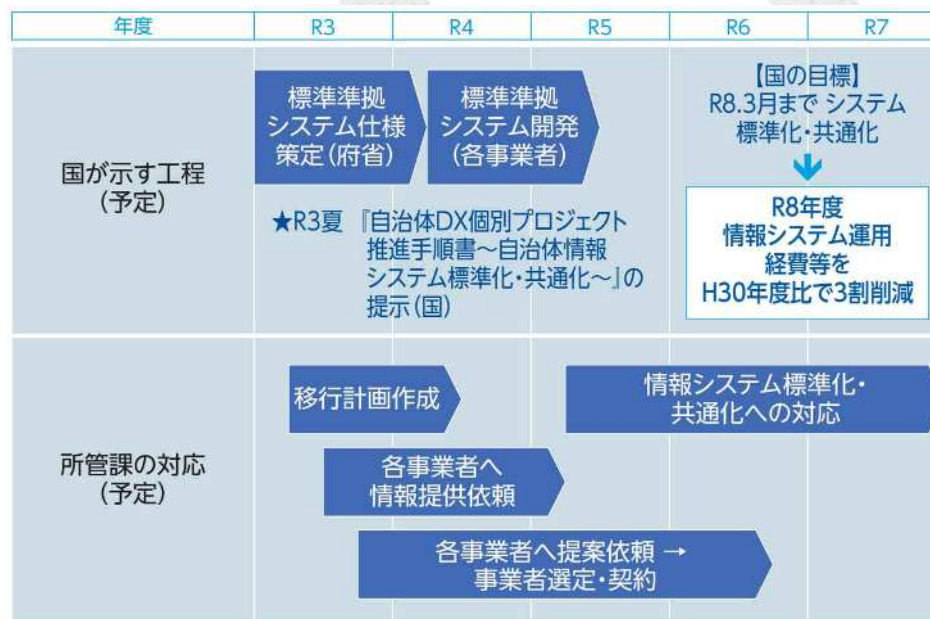
●ガバメントクラウドへの移行にかかる検討

国が示す予定の技術的仕様や運用体制などを踏まえ、具体的な移行手順やスケジュールを検討する

●システム基盤の見直し

情報システム標準化・共通化への対応に併せてシステム基盤の仕様等を見直し、最適化する

3. 成果目標・スケジュール



【主な実績】

- 標準化・共通化WGの設置
- デジタル庁・総務省・他政令市との意見交換
- ガバメントクラウド活用を見据えた研究

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。
(なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。)
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

3. 特徴・作業手順等

○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(現時点で17事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
(4) 国の動きと密接に関連（関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等）(5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討
→ **全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。**

○ 作業手順等

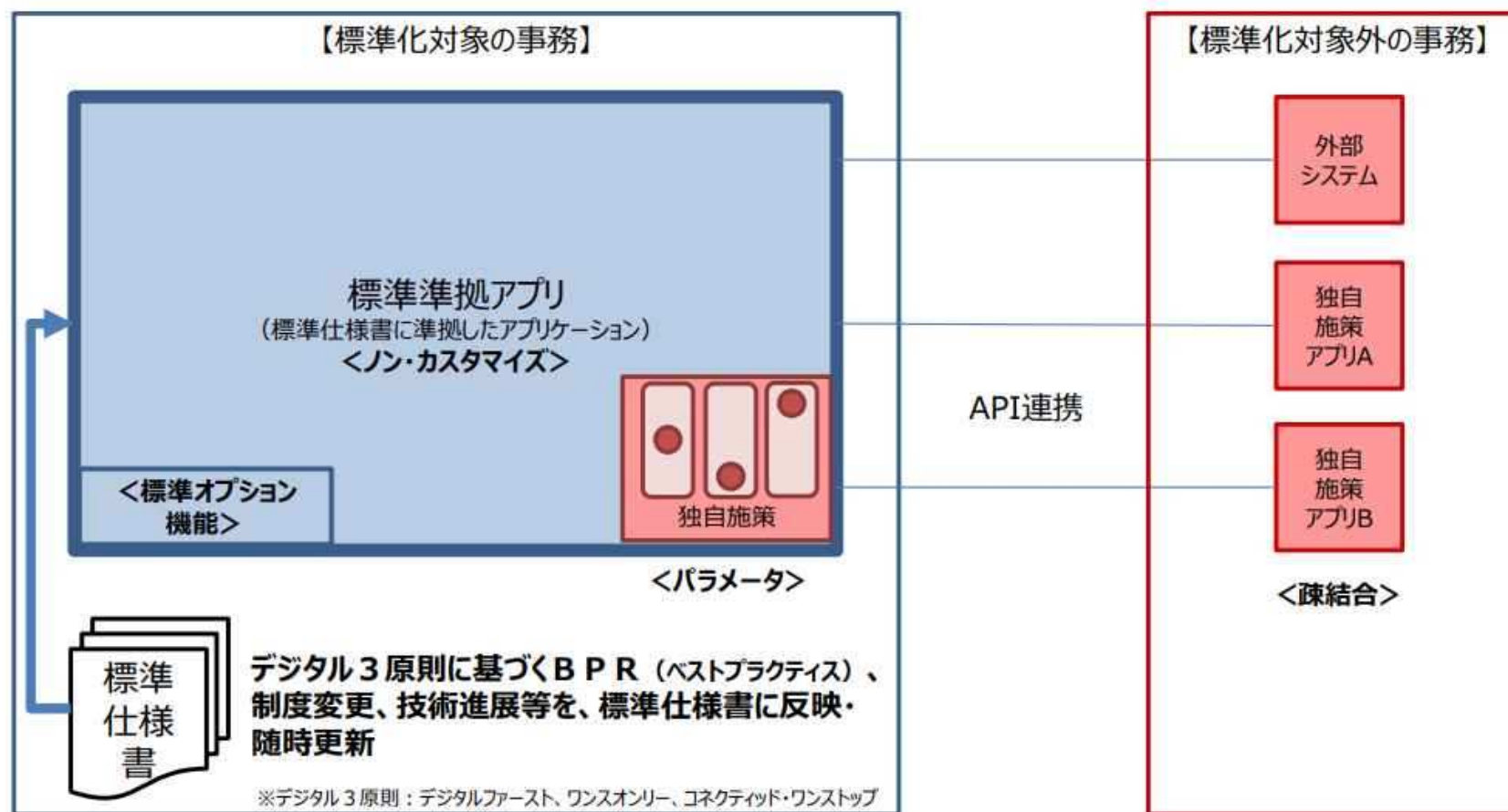
(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

※ あわせて、自治体の標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、デジタル基盤改革支援補助金（令和2年度第3次補正予算）による財政支援を行う予定。

「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」について

- 統一・標準化の目標等を踏まえると、「標準準拠アプリ」のカスタマイズは、原則として不可（ノン・カスタマイズ）であり、標準仕様書は、デジタル3原則に基づくBPR等のベストプラクティスを反映・随時更新することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準準拠アプリ以外のアプリ」は、標準準拠アプリと情報連携する場合には、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、原則、標準準拠アプリとは別のシステムとして疎結合する形（API連携）で構築する。



(令和4年10月7日)閣議決定

— 地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成(閣議決定)。

統一・標準化の意義及び目標

移行期間：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等：「平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制
(制度所管府省の役割、関係府省会議)
- ・意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項
(データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能)
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項
(標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制)

その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援
(財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金)
- ・地方公共団体へのその他の支援
(情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行 (地方自治体)	先行事業 (標準準拠していないシステム)		移行支援期間 (2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、国はそのために必要な支援を積極的に実施)		